

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第43号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。